

総合計画特別委員会の設置に関する決議

- 1 本市議会に総合計画特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、総合計画について調査及び審査を行う。
- 3 本委員会の定数は、9名とする。
- 4 本委員会は、閉会中も調査及び審査を行うことができることとし、議会において調査及び審査の終了を議決するまで継続存置する。

上記、決議する。

平成25年6月11日

北海道江別市議会